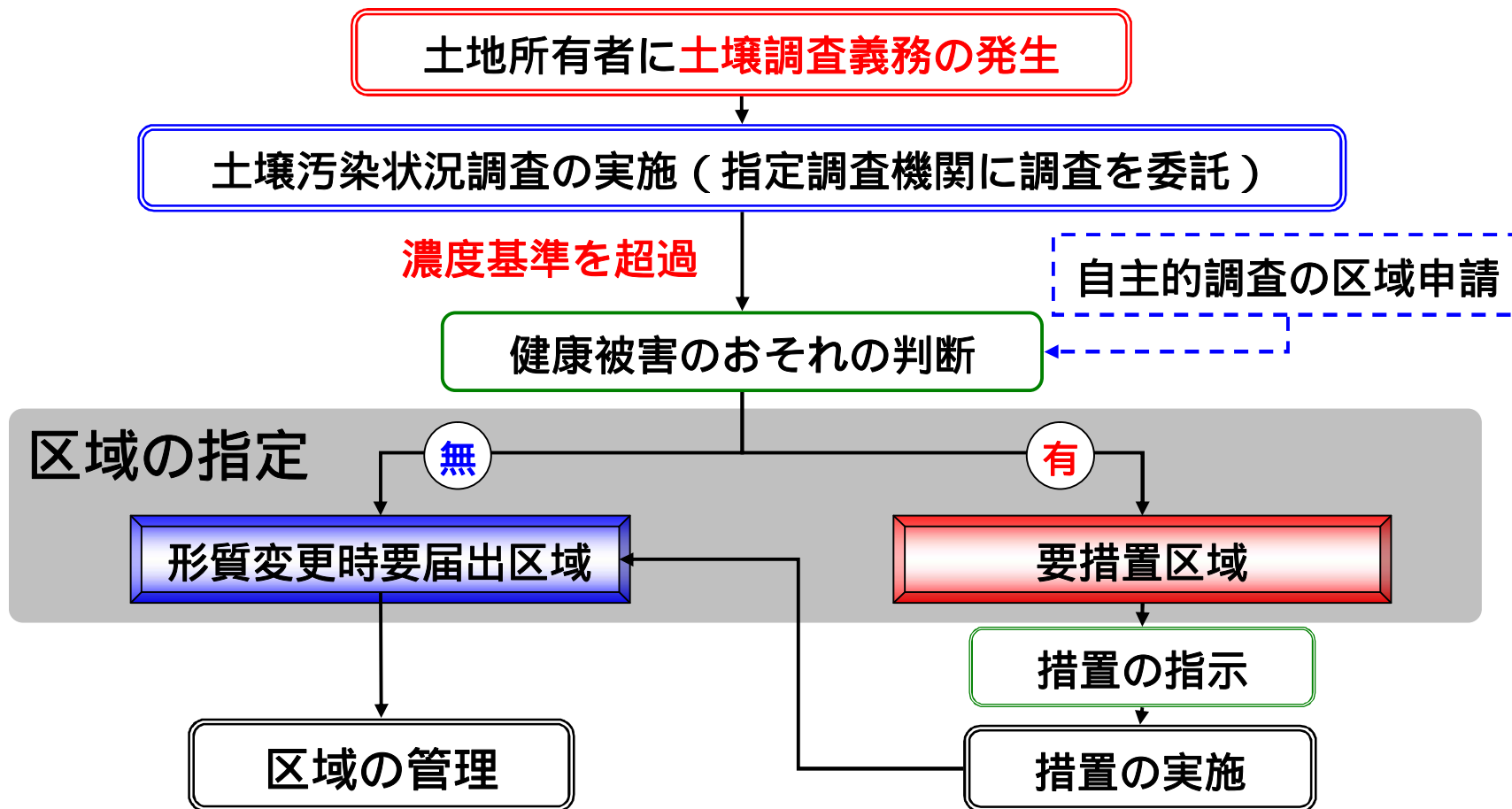


【資料 2 - 1】

改正土壤汚染対策法の概要

【注意】本資料に記載する情報は、改正土壤汚染対策法の
関係通知等の整備動向によって変わる可能性があります。

改正土壤汚染対策法の基本的な流れ



● 汚染土壌を区域外へ搬出する場合



許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出

● 汚染の除去が行われた場合



区域指定の解除

調査義務の発生契機

法第3条
有害物質使用特定施設の廃止時の調査義務

法第5条
健康被害のおそれがある場合

法第4条【新規】
3,000m²以上の土地の
形質変更時の届出義務

法第61条第2項【新規】
公共施設等設置時の努力義務

法14条【新規】
自主的調査における区域指定の申請

土壌汚染
のおそれ
の判断

調査命令の発出

調査義務の発生

土壌調査の実施

濃度基準を超過

区域の指定

土壤汚染のおそれの判断

“ 土壤汚染のおそれ ” とは、次のいずれかに該当する場合

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、漏洩し、又は地下に浸透した土地であること。

特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

特定有害物質が保管され、若しくは貯蔵されており、又はされていた土地（特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置であって環境大臣が定める基準に適合するものが講じられていたと認められる土地を除く。）であること。

土壤の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないことが**明らかである土地であること。**

その他 から までと**同等程度に**特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地であること。

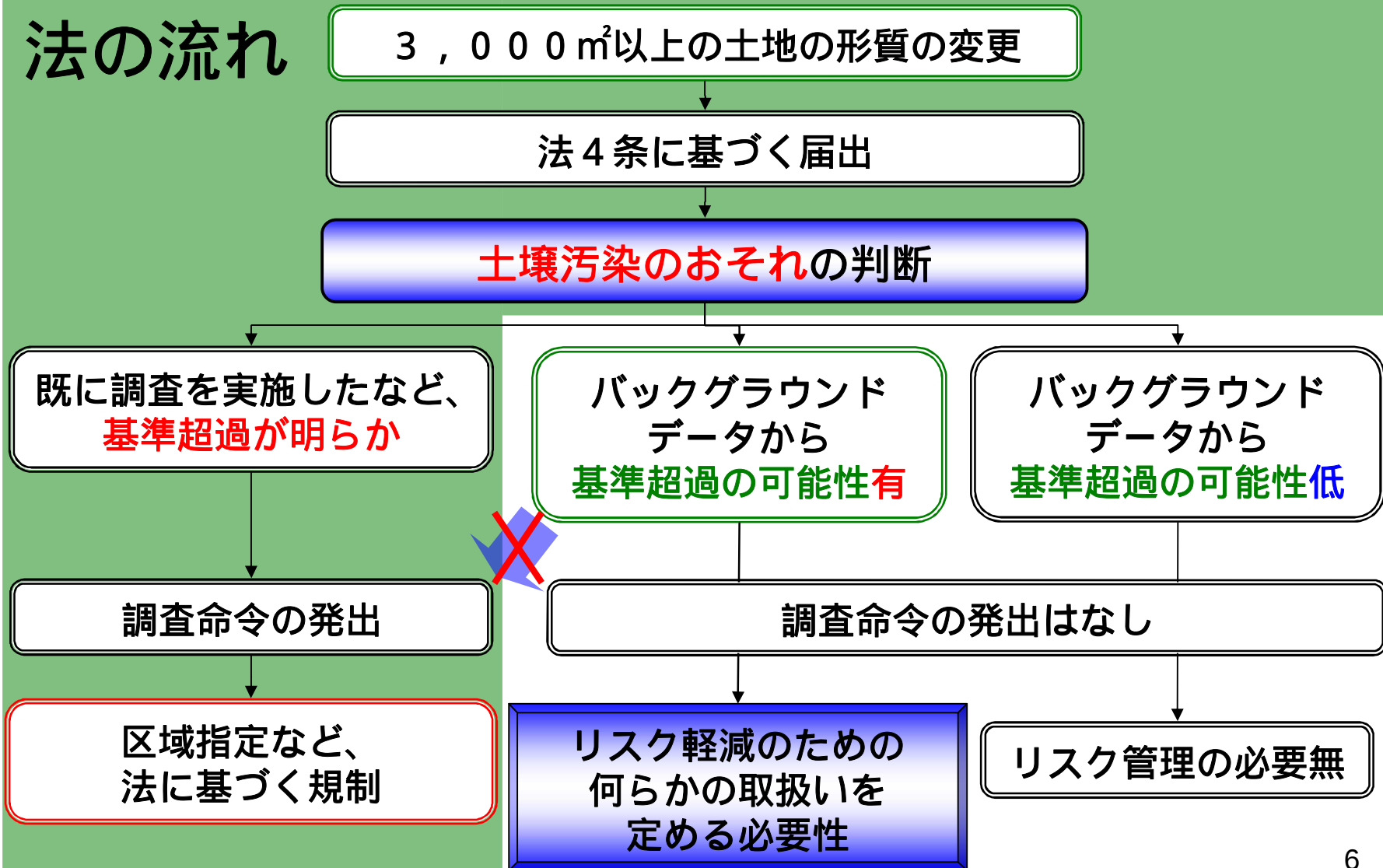
【資料 2 - 2】

自然由来の取扱いの考え方

【注意】本資料に記載する情報は、改正土壤汚染対策法の
関係通知等の整備動向によって変わる可能性があります。

法に照らした自然由来の取扱いの考え方

法の流れ



取扱い策定に向けたアプローチ

バックグラウンドデータから**基準超過の可能性が有る地域**について
リスク軽減のための何らかの取扱いを定める必要性

全て土壌調査を実施

可能性がある地域の
工事については、
全て調査を実施

<基準超過の場合>
法に基づく
(又は準じて)
適正な処理

土壌調査を一部実施

原則は、現場内埋め戻し
(調査せずとも、リスクは何ら変わらない)

現場内埋め戻しが難しい場合は、一体となる区域
への埋め戻し
(調査せずとも、リスクはあまり変わらない)

搬出時は調査を実施
・現場からの搬出時
・一体となる区域から
の搬出時

大規模工事についてのみ
調査を実施

調査以外リスク管理

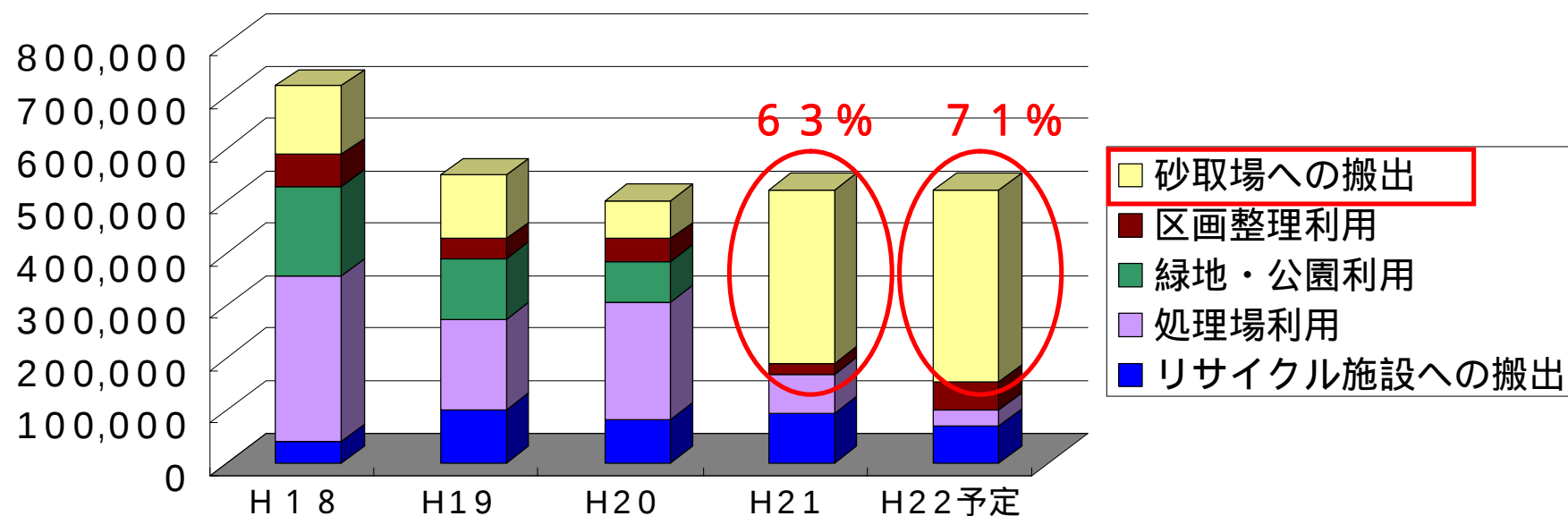
土壌のリスク管理では
なく、地下水のリスク
管理で対応

【資料 2 - 3】
札幌市の
建設発生土・開発行為の状況

札幌市の建設発生土の処理について

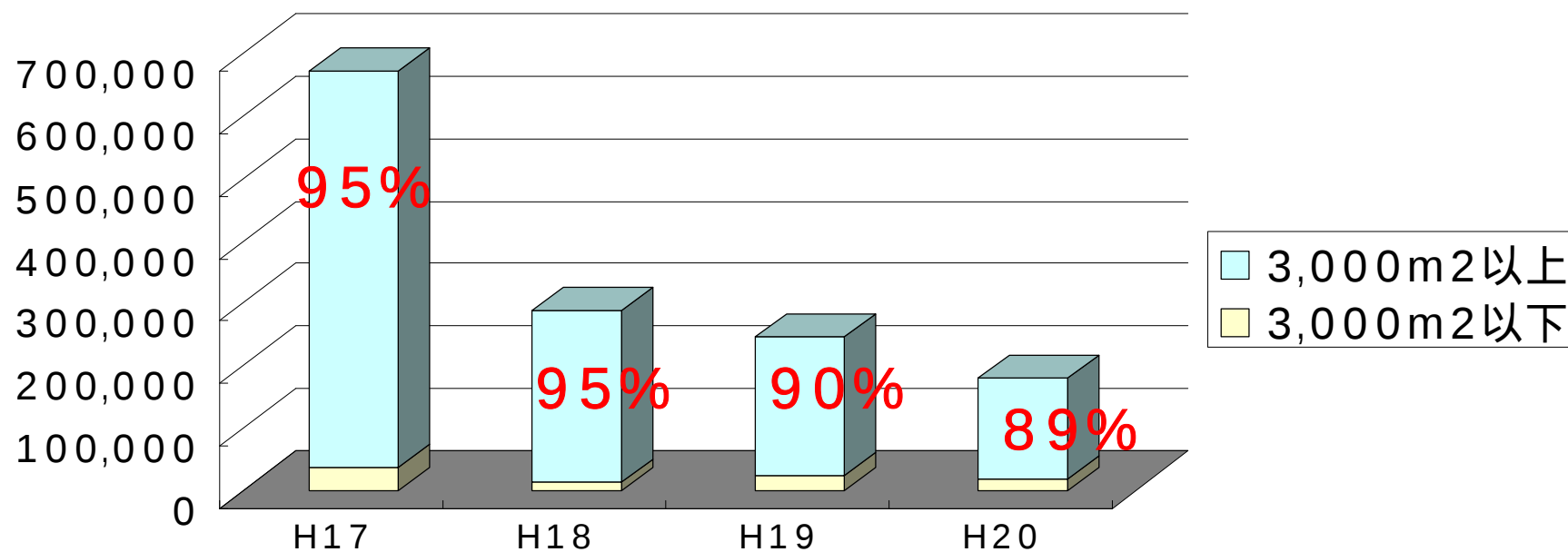
単位：m³

	H 1 8	H19	H20	H21	H22予定
リサイクル施設への搬出	40,000	101,000	82,000	93,000	70,000
処理場利用	316,000	173,000	225,000	75,000	30,000
緑地・公園利用	170,000	116,000	77,000	0	0
区画整理利用	62,000	37,000	43,000	23,000	53,000
砂取場への搬出	131,000	122,000	72,000	329,000	367,000
合計	719,000	549,000	499,000	520,000	520,000



札幌市の開発許可の状況

	H17	H18	H19	H20
3,000m ² 以下	37,000	15,000	24,000	20,000
3,000m ² 以上	636,000	273,000	224,000	160,000
全面積	673,000	288,000	248,000	180,000



【資料 2 - 4】
法に基づく
汚染土壌の処理について

法に基づく汚染土壌の処理について

- 汚染土壌搬出の処理委託の義務付け（法第 18 条関係）
- 汚染土壌処理業の許可制度の新設（法第 22 条第 1 項関係）

汚染土壌処理施設

分別等処理施設

汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌含水率を調整するための施設



セメント製造施設

汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設



浄化等処理施設

汚染土壌について浄化、溶融又は不溶化をする施設



埋立処理施設

汚染土壌の埋立てを行う施設



法に基づく汚染土壌の処理について

- 汚染土壌搬出の処理委託の義務付け（法第18条関係）
- 汚染土壌処理業の許可制度の新設（法第22条第1項関係）

汚染土壌の許可手続きの流れ

